

# 文教くらし委員会記録

開催日時 令和元年6月28日(金) 13:04~16:12

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

今井 光子 委員長  
亀田 忠彦 副委員長  
小村 尚己 委員  
植村 佳史 委員  
阪口 保 委員  
井岡 正徳 委員  
藤野 良次 委員  
粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 7名

議 事

(1) 議案の審査について

令和元年度議案

議第39号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(文教くらし委員会所管分)

議第45号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

報第1号 平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成30年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(文教くらし委員会所管分)

報第6号 公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告について

報第7号 公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告について

報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につ

いて

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例  
の一部を改正する条例

(2) その他

<会議の経過>

○今井委員長 ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。なお、理事者において、谷垣地域振興部次長併教育次長が総務警察委員会への出席のために欠席するとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

本日、当委員会に対し、6名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。なお、この後、傍聴の申し出があれば、先の方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順にご説明を願います。なお理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願いいたします。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 令和元年6月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局所管分についてご説明をいたします。当部局からは議案が2件、報告案件が4件です。

まず、議第39号、令和元年度奈良県一般会計補正予算（第1号）についてです。資料「令和元年6月定例県議会提出予算案の概要」でご説明をいたします。

7ページをお願いいたします。3、愉しむ「都」をつくる、県民が安心して快適に暮らし続けられる奈良をつくるです。新規事業、「なら四季彩の庭」づくり加速化事業では、「なら四季彩の庭」づくりについて全県的、継続的な県民運動として促進するため、四季を通じて彩り豊かな植栽景観をより向上させることを目的とする、(仮称)奈良県植栽条例の制定に向けて検討を進めていきます。

歴史的風土保存買入事業では、古都における歴史的風土の保存を目的として現在まで土

地の買い入れを実施してきておりますが、今年度は国の社会資本整備総合交付金において当初予算額を上回る交付金の配分がありましたので、この増額に伴い、当初の計画を拡大し、買い入れを行うものです。

次に、12ページをお願いいたします。5、健やかな「都」をつくる、健康寿命日本一を目標に、高齢者、障害者を含む、誰もが健やかに暮らせる地域をつくるです。新規事業、スポーツ拠点施設等整備構想策定事業では、奈良県スポーツ施設整備ビジョンの検討・策定に合わせて、県の橿原公苑と橿原市の橿原運動公園を一体的に捉えて、本会議で知事から答弁もありましたが、このエリアでのスポーツ拠点施設の整備構想を策定していきます。

幼児向け運動・スポーツ普及促進事業では、平成28年度に策定し、これまでモデル園で実施してきた幼児向け運動・スポーツプログラムについて、全県的に普及を図るため実践マニュアル等を作成し、県内の幼稚園、保育所等へ配付するとともに、幼稚園等の職員を対象に講習会を実施いたします。令和元年度6月補正予算案に関する説明は以上です。

続いて、議第45号、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。資料「令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他」で説明をいたします。

43ページをお願いいたします。くらし創造部景観環境局の所管は、奈良県手数料条例のうち採石業務管理者試験手数料です。45ページをごらんください。採石業務管理者試験手数料は、岩石の採取に伴う災害の防止に関する必要な知識及び技能に係る業務管理者試験の実施に要する手数料で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。施行期日は令和元年10月1日からとしております。

続いて、報第1号、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

127ページをお願いいたします。くらし創造部景観環境局の所管は、第6款、くらし創造費です。令和元年度に繰り越しを行ったのは、さきの2月議会において補正予算により措置をいただいた国立・国定自然公園施設等整備事業及び、128ページの奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業の2事業です。これらは吉野熊野国立公園や金剛生駒紀泉国定公園等の国定公園における施設整備、県と市町村が連携して設定したウォークルートにおける案内サインの整備を行うものです。

続いて、報第6号、公益財団法人奈良県人権センターの経営状況の報告についてです。資料「公益財団法人奈良県人権センター 平成30年度（2018年度）業務報告書」の1ページをお願いいたします。平成30年度事業報告です。事業の実施状況ですが、人権問題、同和問題の解決に携わる行政、教育、運動の各機関、団体との有機的連携を図ると

ともに、有効、適切な施設の提供等を行いました。(1) 施設の管理運営状況では、5団体、1事業者と通年利用を契約したもののほか、延べ343回の研修室や会議室の利用を得たところです。

3ページからは財務諸表です。正味財産増減計算書でご説明をいたします。6ページをお願いします。

一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益として、貸し館に伴う事務室等の使用料収入、県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせて、経常収益の計は1,683万4,917円です。

次に、(2) 経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計は1,837万1,670円です。

以上、経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は、マイナス153万6,753円となっております。このマイナスの大きな要因は、建物などの固定資産の減価償却費によるものです。

また、2、経常外増減の部については、当期一般正味財産増減額はマイナス153万6,752円となり、一般正味財産期首残高の1億5,444万6,976円から差し引くと、一般正味財産期末残高は1億5,291万224円となります。

続いて、令和元年度事業計画書です。資料「公益財団法人奈良県人権センター 令和元年度(2019年度)事業計画書」の1ページをお願いいたします。2、事業の実施計画として、昨年度に引き続き人権啓発の拠点として施設の管理運営など、記載の事業を実施していきます。

2ページをお願いいたします。収支予算書です。一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1) 経常収益として、貸し館に伴う使用料収入と県からの補助金収入である受取地方公共団体補助金、その他記載のものを合わせて、経常収益計は1,276万7,000円を計上しております。

次に、(2) 経常費用として、事業費、職員給与などの管理費を合わせて、経常費用計は1,887万5,978円を計上しております。

公益財団法人奈良県人権センターの経営状況については以上です。

続いて、報第7号、公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況の報告についてです。資料「公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター 平成30年度業務報告書」の1ページをお願いいたします。県内の各生活衛生関係事業者を対象として、1、

経営相談に関する事業では249件の各種経営相談を受け、助言を行いました。また、事業資金が不足する事業者に対して、2、生活衛生融資に関する相談事業として、日本政策金融公庫への融資推薦を78件実施したほか、その他記載の事業を実施し、県内の生活衛生関係事業者の衛生確保と振興に努めました。

2ページからは財務諸表です。正味財産増減計算書でご説明をいたします。4ページをお願いいたします。一般正味財産増減の部、1、経常増減の部（1）経常収益として、県からの受取補助金収入、研修等の受託による事業収益、受取寄附金、その他記載のものを合わせて、経常収益計は2,023万3,837円となっております。

次に、（2）経常費用として、生活衛生関係営業対策事業費や生衛業の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計は2,021万2,306円となっております。

以上の経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は2万1,531円となっております。当期一般正味財産増減額は2万1,531円となり、一般正味財産期首残高の574万3,525円と合わせると、一般正味財産期末残高は576万5,056円となります。

続いて、令和元年度事業計画書です。資料「公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター 令和元年度事業計画書」の1ページをお願いいたします。生活衛生関係事業者の経営の健全化を図り、衛生水準とサービスの向上を推進することにより消費者利益の擁護を図ることを目的として、経営指導に関する事業など、記載の事業を行っていきます。

3ページをお願いいたします。正味財産増減予算書です。経常増減の部、1、経常収益として、生活衛生関係営業対策事業補助金等の県からの受取補助金及びクリーニング師研修等事業収益等を合わせて、経常収益計として2,079万3,000円を計上しております。経常費用としては、生活衛生関係営業対策事業費や、生衛業の経営状況調査等の全国生活衛生営業指導センターからの受託事業費及び管理費等を合わせて、経常費用計として2,079万3,000円を計上しております。

公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センターの経営状況については以上です。

続いて、報第20号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分報告についてです。資料「令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他」の181ページをお開きください。くらし創造部、景観環境局所管分は、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例です。奈良県指定特定非営利活動法人の指定の

手続等に関する条例は、県が指定する特定非営利活動法人への寄附は個人住民税の寄附金控除の対象とすることができるため、該当する法人を県が指定する際の基準を定めたものです。今般、地方税法が改正され、令和元年6月1日から施行されたことに伴い、同法を引用している条文の整備を行いました。令和元年5月31日に専決を行い、改正地方税法の施行日にあわせ、令和元年6月1日より施行しております。以上がくらし創造部、景観環境局所管分についての説明です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○吉田教育長 それでは、6月定例県議会提出議案のうち、教育委員会に関する事項についてご説明をいたします。

まず、令和元年度奈良県一般会計補正予算についてご説明をいたします。資料「令和元年6月定例県議会提出予算案の概要」をごらんください。12ページをお願いいたします。6、智恵の「都」をつくるの、県立学校施設長寿命化整備計画策定事業です。国では平成25年にインフラ長寿命化計画を策定し、国民の安全・安心の確保等を図る方向性を打ち出しており、公立学校施設についても文部科学省より個別の施設計画を令和2年度までに策定することが求められております。このため、県立学校施設の長寿命化整備計画の策定に向けて、学校施設の実態を把握するため、外部の専門家へ委託等を行い建築構造の健全性調査など基礎調査を実施するものです。

次に、近畿高等学校総合文化祭開催準備事業です。近畿高等学校総合文化祭については、近畿地方を中心とする2府8県、これは近畿2府4県に三重県、福井県、徳島県、鳥取県を加えたものです。この代表生徒による芸術文化活動の総合発表の機会を持つことにより、文化創造活動の向上と充実を図るとともに、生徒相互の交流を深め、高等学校における芸術文化活動の振興を図るものです。令和2年度に本県で第40回大会が開催されることから、大会を円滑に実施するため、本年7月に準備委員会を設置し、大会のテーマ標語やポスター募集、ウェブページの制作等の事前広報や開催施設の調整等を行うものです。

以上が教育委員会所管の令和元年度6月補正予算の説明です。

続いて、平成30年度一般会計予算繰越計算書についてご説明いたします。資料「令和元年度一般会計特別会計補正予算案その他」をごらんください。131ページをお願いいたします。第12款の教育費、第4項、高等学校費の高等学校耐震化事業です。繰越額は4,809万5,000円です。これは、県立高等学校の応急補強工事に係る工事費用等であり、設計における工法検討等に時間を要したため繰り越したものです。続いて、その下の県有資産有効活用事業です。繰越額は822万9,000円です。これは、旧奈良工

業高等学校の敷地の土壌汚染対策工事に係る設計委託で、敷地測量に際して地元調整等に時間を要したため繰り越したものです。

続いて、132ページをお願いいたします。第13款の災害復旧費、第3項、公立学校施設災害復旧費の高等学校災害復旧事業です。繰越額は1億2,340万円です。これは、昨年台風12号等により被災した県立高等学校の復旧工事に係る工事費用等であり、工期の確保のため繰り越したものです。以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○今井委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承ください。ないですか。

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 付託議案については、自由民主党は全て賛成いたします。

○粒谷委員 付託議案については、賛成いたします。

○阪口委員 創生奈良は、付託議案については賛成です。

○藤野委員 新政ならば、付託された全ての議案に賛成いたします。

○今井委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。令和元年度議案、議第39号中、当委員会所管分、議第45号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、令和元年度議案、議第39号中、当委員会所管分、議第45号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

令和元年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第6号、報第7号、報第20号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承ください。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、その他の事項に入ります。

青少年・社会活動推進課長から、奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正（案）について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告を願います。

**○東川青少年・社会活動推進課長** 奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正（案）について報告をいたします。資料「奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正（案）」です。

今回の改正は、自画撮り要求行為に対する規制、つまり、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の新設と、深夜外出の制限規定に係る規制対象行為の拡大と罰則の強化の2点です。

まず1点目、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の新設から説明をいたします。スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年がインターネットを介して児童ポルノや児童買春等の犯罪やトラブルに遭う事案が後を絶ちません。特にコミュニティサイト、SNS等を通じてだまされたり、おどされたりして、みずからの裸体等を撮影させられた上、メール等で送られる、いわゆる自画撮り被害が全国的に増加し、本県においても発生しております。この青少年の自画撮り被害を未然に防止し、また、自画撮りの要求行為自体の抑止につなげていくために規定を新設するものです。本規定は、何人も青少年に対し、その青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないという一般禁止規定を設け、その中で、青少年が拒んでいるにもかかわらずその提供を求めたり、また、青少年を威迫し、欺き、困惑させ、もしくは対償を供与する等の方法によりその提供を求めるといった悪質な行為に対して、30万円以下の罰金という罰則を設けるものです。

次に、2点目の深夜外出の制限規定に係る規制対象行為の拡大・罰則の強化について説明をいたします。この深夜外出の制限規定は、本条例が制定された昭和52年から見直し等せずに踏襲をしてきました。深夜とは午後11時から翌日午前4時までの時間帯で、保護者の委託や同意を得るなど正当な理由がある場合のほか、何人も深夜に青少年を同伴して外出してはならないという規定です。青少年を福祉犯や重要犯罪の被害から守るための規定ですが、近年、コミュニティサイト、SNS等を通じて青少年が深夜に呼び出されたり、また、成人宅などにみずから赴き滞在するといった事案があり、現行条例の、同伴して外出という規制では対応できない事象が発現してきております。具体的な事例は資料に記載しておりますが、青少年が児童買春などの性被害に遭う入り口となる事案であり、こ

のような事案を規制するため、同伴して外出という規制対象行為を、連れ出し、同伴、とどめという3類型に拡大をするものです。この深夜外出の制限規定の罰則については、10万円以下の罰金または科料としていたところを、30万円以下の罰金と引き上げ、罰則の強化を図ります。今後の予定としては、パブリックコメントの手続を経た上で、9月定例会に改正案を提出し、ご審議をいただくこととしております。なお、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の一般禁止規定は改正条例の公布の日から施行することとし、児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定及び深夜外出制限規定の罰則にかかる分については、来年度の令和2年4月1日からの施行とする予定です。報告は以上です。

○今井委員長 次に、その他の事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○植村委員 自由民主党の植村です。今回初めての質問となりますので、よろしく願います。

それでは、委員長の了解をいただき資料を配付しておりますが、拉致問題について質問をいたします。

まず、資料の、先日6月25日の産経新聞の1面に、「拉致啓発アニメ授業活用進まず、公立高上映14%、自治体の把握低調」と、こういう見出しで書かれています。この新聞記事によると、北朝鮮による拉致問題の解決へ若年層の理解を深めようということで、横田めぐみさん、現在54歳で拉致当時13歳ですが、これを題材に作成されたドキュメンタリーアニメ「めぐみ」についての記事が書かれているわけですが、これも委員長の了解を得て出しますが、これが啓発アニメ「めぐみ」です。これは教育委員会からお借りしたわけですが、この記事によると、「全国の都道府県や政令市の約半数が、各地域内の公立小中高校での上映実態を把握していないことが24日、産経新聞の調査で分かった」とあります。「実態を把握する残り半数の自治体でも平成30年度、高校での上映の割合が14.5%にとどまったことも判明した」とありました。また、「政府は拉致解決を最重要課題とし、アニメも活用した教育現場での啓発を打ち出しているが、活用の全体像を、十分につかめていない懸念が浮上した」。そのために、アニメ「めぐみ」は、政府の拉致問題対策本部が子どもに親しみやすいアニメで拉致の理解につなげるために、平成20年に制作され、めぐみさんの救出活動に奔走する父、横田滋さん86歳、そして母親の早紀江さん83歳の姿を描き、全国でDVD約4万枚が全国の小中学校、高等学校、特別支援学校に配付されたわけです。このDVDは、全国の小中学校や高等学校にも、本県

にもあるということです。この記事からすると、奈良県は把握なしということで色がついていないわけです。ですから、周りの色はブルーになっているのですけれども、奈良県は白かグレーになっています。

そこでお聞きしたいのですけれども、このDVDの本県での上映件数はどのようになっているのかお聞かせください。

**○大山人権・地域教育課長** 6月25日付の産経新聞の調査については、アニメ「めぐみ」を県内学校で上映していることについて、当課では現時点で把握を行っていないことから、また、回答までの期間が非常に短かったこともあり、他府県の動向も確認した上で把握なしと回答したところです。今回の調査では19府県が把握なしとの回答を行っているところです。

**○植村委員** 19府県ということで、その中に入ってしまったわけですが、拉致問題については、政府の最重要課題の一つとして取り上げられ、我が国政府が最初に認定してからもう既に41年が経過しています。平成14年に5人の拉致被害者が帰国してから、もう既に16年が経過しています。月日が経過したことにより、今の小学生、中学生、高校生も恐らくその事実を知らないこと、また、知る機会が少ないということが指摘されております。奈良県内においても、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者が3名おられます。これは委員長の了解を得て配付いたしました資料です。弓場比登美さん、年齢当時14歳ということで、奈良県橿原市内、中学校2年生のときということで、奈良県警察本部警備部警備第一課が情報を求めておられます。それ以外にも村尾知彦さん、中野政二さん、この3名が公開捜査となっております。奈良県はもちろん海がないわけですが、拉致は、もちろん海のある他府県の方々が多いとされておりますけれども、全く関係がないことはないということをやはり認識していかなければいけないと思うわけです。拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の第3条で、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と、地方公共団体の責務がうたわれております。このことに関して、平成30年3月7日付で、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進についての文書が文部科学大臣から各都道府県教育長に発出されております。これはことしも発信されていると聞いております。これを受けて、本県はどのような取り組みをされたのかお聞かせください。

**○大山人権・地域教育課長** 県教育委員会においては、北朝鮮当局による拉致問題は国民

の生命と安全に係る重大な人権侵害であると認識しているところです。植村委員お述べの拉致問題の対処に関する法律では、国及び地方公共団体の責務が定められており、学校においても拉致問題に対する正しい理解を促進するとともに、児童生徒が拉致問題に関心を持つよう指導することは重要であると考えております。毎年、国からの北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進についてという文書が発出され、県教育委員会ではこれを受けて、昨年、また直近では令和元年5月にアニメ及び映画「めぐみ」の活用について各学校に活用の依頼の文書が発出したところです。また、平成27年度には、このDVDが活用できるように、当課においてアニメ「めぐみ」を活用した授業の展開例や、拉致問題の解説等を掲載した人権教育指導資料集「なかまとともに」中学校版を全中学校に配付し、拉致問題は北朝鮮当局による国家的犯罪であり、北朝鮮で暮らす人に責任はないことを押さえ、朝鮮、韓国につながりを持つ人への新たな差別につながらないように配慮して学習が進められるように取り組んでいるところです。

○植村委員 取り組みについて説明していただいたわけですが、さまざまな人権学習があるというのは私も認識しております。ほかの問題もあるわけですが、政府にとって最重要課題であるから、毎年、教育委員会に通知が来ているわけです。取り組んでいる内容について説明いただきましたけれども、その成果、結果は、拉致問題に関しては実際にはどの程度取り組まれているのか、またその成果、結果はどうかご報告いただけますか。

○大山人権・地域教育課長 アニメ「めぐみ」については、国から活用した学校に対し、国へのアンケート協力が求められているところであり、国に提出する際には県へも連絡をいただきたいと通知をしておりますが、上映を行ったとの連絡はこれまでのところ来ていません。ただ、明確に件数の把握に努めたものではありませんので、実態については少し不明な部分もあります。以上です。

○植村委員 取り組んではいるけれども、どの程度取り組まれているのか、また、その成果がわからないとのことでしたけれども、私が調べたところによると、人権教育の中でも学習内容とされていると聞いております。特に北朝鮮当局によって拉致された被害者等については、小学校では6%、中学校では9%、高等学校では8%といった内容にとどまっていると聞いています。この内容はどのようなものかはわかりません。

取り組んでいるけれども、その成果、実績が明確にはわかっていないと、そういった問題についてなぜなのかと思うわけですが、この新聞を見ても、他府県は色がついて

いるところが、特に九州地方は多いと思うわけですが、他府県に比べて進まない理由は何だとお考えなのかお聞かせください。

○大山人権・地域教育課長 県教育委員会としては、国からの通知に従って活用の促進に努めてきたところではありますが、今日、人権教育が取り上げる課題は非常に多岐にわたっており、それぞれの学校の実態に合わせて人権問題の解決に向けた学習が行われているところです。拉致問題についても、どのような形で実施していくかは学校現場に委ねているところではありますが、人権教育においても重要な課題であることから、今後、拉致問題の取り組み状況の把握を行い、その理由についても考えていきたいと考えております。

○植村委員 私は拉致問題に関して、横田めぐみさんは、現在もう54歳になっておられます。拉致当時で13歳、中学校1年生でした。学校でバドミントンのクラブ活動が終わって帰りに拉致されたと、このアニメでは描かれており、私も認識しているところです。国が拉致問題を啓発するために制作し、文部科学省が教育現場での使用が適当だと認めたわけです。やはり本県としても県内の小・中・高等学校での活用を推進する必要があると思うのです。これも委員長の了解を得てお示しいたしますけれども、拉致啓発ポスターというのがつくられています。恐らく皆さん方も近鉄奈良駅など、あらゆるところで目についた方もいらっしゃると思うのですけれども、こういったものを啓発物として配付されております。最近、奈良市の小中学校にも掲示していただいていたことがあります。記憶に新しいものでは、拉致問題の啓発週間をうたったポスターもあります。政府の拉致問題対策本部に連絡するとすぐにポスターが届くわけです。これを広げていくことぐらいはできるのではないかと、また、するべきではないのかと思うのです。もう先ほども言いましたけれども、曾我さんたちが帰国されてから16年もたっているのです、恐らく今の高校生は、その現実をほとんど知らないです。ですから、風化させてはいけません。これは終わった話ではなく、現在進行形の人権侵害問題ですから、しっかりと伝えていくことは大変重要だと思うのです。そういった中で、ポスターの掲示も含めて、DVD、アニメ「めぐみ」、もう一つドキュメンタリーのDVDもありますけれども、この上映会の推進に対する教育長のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○吉田教育長 平成20年にアニメのDVDが作成された当時、私は、学校教育課長をしており、1年目でした。そして、当時を思い起こすと学校教育課長として、そのDVDを正直言って見てはおりませんでした。そして今に至っているわけですが、私の姿勢としては、しっかりこのビデオを見る必要があると思います。それから、植村委員お述べ

のように拉致問題は重大な人権侵害です。人権侵害に関しては、やはり子どもが正しく知るといふこと、理解、共感をするといふこと、それから、できれば行動につながっていくといった教育が非常に大事であると思っております。DVDの上映会の実施率というものも問題にすべきだと思いますけれども、私は、小・中学校で連携して教育を進めていこうと申し上げております。小学校、中学校が連携しながら上映会をすることによって子どもたちにこの事実を知ってもらい、理解、共感してもらって、行動につながられるのかといふことを考えるほうが大事だと思います。小学校の6年間の間に必ず1回は子どもたちがこのDVDを見て、お互いに話し合う、保護者とも話し合う、そのような機会を学校教育の中でつくっていくべきだと思います。したがって、調査に対しても、どのような上映をしているのか、例えば、ある教員がクラスだけで上映会をしているのか、学校全体で上映会をしているのか、そういった詳細にわたってしっかり把握をして次につなげていきたいと思っております。

**○植村委員** お述べいただいたことを本当に進めていただきたいと思うのです。政府が認定している拉致被害者は、17名ですけれども、帰ってこられたのは5名なのです。しかも、残りの12名は北朝鮮で、今も救出を待っておられる状態であります。また、ほかにも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々は、平成28年現在ですけれども、883名いらっしゃるとなっております。そして、そのうちの3人は本県の方々です。そういったことを考えたときに、奈良県内で拉致の可能性のある3名のご家族の方々には、早く帰ってきてほしいと思っておられる。毎日思っておられるわけですが、その中で、この新聞の奈良県のところに色がついてないと。この新聞を見られたときに、どれだけ悲しい思いをされたかといふのは、本当に私は痛切に感じたのです。そういったことから、教育長が述べられたことをしっかりと進めていただきたい、頑張ってくださいと思います。

今井委員長、今回の資料請求をしたいと思うのですが、2点ありますが、1点目に拉致問題について、このDVDの上映会の実績と、年内に上映会を予定しているところもあると思うので、その有無について調査をお願いしたいと思います。それから2点目は、学校現場での拉致問題の啓発ポスターの掲示状況はどのようになっているのかも調査をお願いしたいと思います。以上の2点を資料請求したいと思うのですが。

**○今井委員長** 今の点についてどうでしょうか。いいですか。

**○大山人権・地域教育課長** 先ほども、この取り組み状況の把握、また、その理由につい

でも考えていきたいと思っておりますので、今の点について、調べた上で各委員に報告したいと思っております。以上です。

○植村委員 よろしくお願いいいたします。どれぐらいの期間でできますか。

○今井委員長 期間はどれぐらいでしょうか。

○大山人権・地域教育課長 実態ではなく、要因等も含めてきちんと取り組んでいきたいと考えておりますので、できれば次の定例会までにはまとめたいと考えています。以上です。

○植村委員 結構です、お願いします。

続いて、今回配付された陳情書「奈良県立公立高等学校の転学制度の弾力化を求める陳情書」について数点質問したいと思っております。

この陳情書によると、「奈良県立高等学校における転学について、一家転住ではない場合における転学許可する条件のひとつとして「②高等学校の在籍者で教育的配慮を必要とする特別の事情により、在籍校における学習の継続が著しく困難であると認められる者であること」、このようにされていると書かれています。それに、「在籍校における学習の継続が著しく困難であると認められる者。または入学後の進路変更などの理由により転学を必要とする者」とつけ加えて、「弾力性を確保した内容に改正して頂けますよう陳情致します」と、このように書かれています。この内容について見させていただいたわけですが、理由もここによく書かれています。現行の制度では「奈良県内間の転学については、非常に限られた事由の場合を除いては全日制高等学校の場合は認めていません」となっていると。今回は、入学後の進路変更や不本意に入学してしまった生徒が中途退学することを防止するための方策の一つとしての「現行制度の一部制度の見直し、可能な限り高等学校相互間の転学について認めるように制度の改正をお願い致します」と書かれているわけです。私もいろいろ調べており、ここにも書いてありますけれども、「文部科学省は高等学校中途退学問題への対応について、中途退学者は依然として多数に上っており、大きな課題となっている事から各都道府県教育委員会教育長・各都道府県知事にその対策をお願い」されているわけです。「特に「高等学校中途退学問題への対応について」では、就職や他の学校への入学など積極的な進路変更により中途退学するケースなど新たな進路への適切な配慮が求められる場合には、生徒の意志を尊重しながら、その生徒の自己実現を援助する方向で手厚い指導を行うことが重要であること。なお、このような場合には、生徒の積極的な進路変更を可能とするため開かれた学校の仕組みを整

えることが必要であり、例えば転校・転科や編入学の円滑な受入れについての配慮が求められる事とされています。また、生徒が進路変更により中途退学しようとしているからといって、十分な状況把握をすることなく安易な指導に流れないように留意する必要があることとされています。更に「Ⅱ高等学校中途退学問題への対応」3-②では、「また他の学校、学科での学習に興味を感じる等により、生徒が転校・転科を希望する場合には、可能な限り弾力的に認めていく必要があること」とされています。このようなことを踏まえて、「現行の転学制度では入学後の進路変更について十分ではないと考えます」と書かれており、私もそう感じてしまうのですけれども、この入学後の進路変更のための転学を弾力的に認めていただけるように現行制度の改正について陳情されているわけです。そこでお聞きしたいのですが、まず、本県における全日制県立高等学校の中途退学者の現状は一体どのような状況になっているのかお聞かせください。

**○植村生徒指導支援室長** 中途退学者数ですけれども、文部科学省の「児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、県立高等学校全日制課程の中途退学者数は、平成29年度は211人です。以上です。

**○植村委員** 211人というのは相当の数だと感じるわけですが、この中途退学者の問題については以前より文部科学省からも各都道府県知事、教育長宛てに通知されているわけですが、この対策には具体的にどのように取り組んでいるのか、また、その成果についてお聞かせいただけますか。

**○大石学校教育課長** 高等学校に入学した生徒の中には、高等学校の学習内容や学校生活になじめずに進路変更を考える生徒が一定数いることが課題であると認識しております。各高等学校においては、学習内容になじめない、つまり成績不振の者に対しては補習等を行う、高校生活になじめない生徒に対しては学級担任等による個人面談の時間、あるいはスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談の充実にも努め、入学から卒業まできめ細かな指導に努めているところです。高等学校における中途退学、進路変更等を防ぐためには、高等学校進学時における適切な進路指導も重要であると考えております。全ての県立高等学校では、中学生が明確な目的意識を持って主体的に進路選択ができるように、中学生を対象とした体験入学等を複数回実施しております。今後も中学校と高等学校が十分な連携をとりながら、進路指導を含め、生徒の能力や適性、興味関心などに基づいた進路指導が行えるよう、それぞれの学校の教育活動の内容や特色の情報提供に努めていきます。

その成果ですけれども、この5年間で見比べると、およそ100名減少という方向に向

かっているところです。以上です。

○植村委員 100名ほど減ってきたということで、非常に望ましい成果だとは思いますが、子どもの数も減っていますから、それも踏まえて、中身も精査していかなければいけないと考えます。先ほど冒頭で、文部科学省の対応についてお話ししましたが、「他の学校、学科での学習に興味を感じる等により、生徒が転校・転科を希望する場合には、可能な限り弾力的に認めていく必要があること」と通知しているわけです。本県ではこの転学に関する定めには、昭和31年11月20日、奈良県教育委員会規則第8号、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則があります。その規則に転学という項目があり、第3項に「転学先の校長は、教育長が別に定める基準に該当し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合、転学を許可できる」と、このように書かれているわけです。要するに、この文章からすると、一旦入学するとよほどの理由がない限りは転学はできませんと、このように解釈できるわけですが、この転学に関する規則は昭和31年に定められていますが、いつごろ改正されたのかお聞かせいただけますか。

○大石学校教育課長 転学に関する項目については、平成14年に規則に追加し、その後平成22年に改正しております。改正の内容は、志願から転学許可までの手続が理解しやすいよう項の順序を入れかえ、文言を整理するという内容です。以上です。

○植村委員 平成14年ということですが、偶然ですが、拉致被害者の曾我ひとみさんなどが戻ってこられた年で、既に16年以上たっています。学習指導要領では、学校は社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあり、グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子どもたちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しする、こういった目的でおよそ10年に1度改定されていると聞いております。それを考えると、転学の規則の見直しもあるべきというか、もう少し緩和してもいいのではないのかと感じるわけです。この中で、この規則にある「別に定める基準」をホームページで見ましたが、「転学・編入学を希望する皆さんへ」ということがホームページに書かれておりました。ですから、奈良県教育委員会で、転学について見ると、これが出てくるわけですが、これは恐らく取り扱い要綱のことと思うのですが、これは間違いないでしょうか。

○大石学校教育課長 「別に定める基準」は、取り扱い要綱で定めており、その内容を周知するためにホームページに掲載する際には「転学・編入学を希望する皆さんへ」と銘打

っているものですので、植村委員お述べのとおりです。

○植村委員 もう少し詳しくお聞きしたいのですけれども、この取り扱い要綱の項目の2に、「高等学校の在籍者で教育的配慮を必要とする特別の事情により、在籍校における学習の継続が著しく困難であると認められる者であること」とあります。この特別の事情というのは抽象的でわからないのですけれど、どのようなものを指すのか教えていただきたい。また、その説明内容はどこに記載されているのか、あわせてお聞かせいただけますか。

○大石学校教育課長 教育的配慮を必要とする特別の事情ですけれども、あくまで一例ですが、DVやいじめなどで学校生活を継続することが難しい状況等を指しております。県立学校長会あるいは教頭会などで緊急避難的に対応しなければならない生徒の転学については、時期を問わず、柔軟かつ迅速な対応をお願いするなどしているところです。実際には在籍校から志願校に問い合わせるときに、事情をご説明いただくことになっておりますので、具体的にどこかに記載を行っているということはありません。

○植村委員 ということは、今、説明を聞いた我々はわかりませんが、ホームページで見たり、転学を希望したいと思っている方々がそれについて調べても、今聞いた話は、直接聞かなければわからないということです。この陳情にあるように、柔軟な転学への対応は実は他都府県、東京都や大阪府等ではもう少し柔軟にされていると、それも明確に書かれています。私は、この陳情にあるような対策として、今お聞きした中で、学校長と本人と保護者で、転学の判断基準を共用できるようにしていかなければいけないと思います。時代に即した柔軟な対応を定めていく必要もあるのではないかと感じております。

ただ、注意しなければいけないのは、せっかく入学したけれども、要らなかったからかわるということを誘発することになれば、これはこれでやはり問題が出てくるだろうと感じるわけです。そういった面では、ここに書かれていることも非常によくわかりますし、文書で定めてしまうと非常に弊害が出てくる可能性もあるという危険性も危惧されるという部分に関しては理解するところです。大石学校教育課長がおっしゃったようなことが、再三、学校側、学校長にあると思うのですけれども、例えば普通科に入ってきたけれども、お父さん、お母さんが普通科に入りなさいと言ったので普通科を受けて入ったけれども、実は自分は音楽が勉強したかったと。1年間ずっと辛抱してきたけれども、やはり自分は音楽の勉強がしたい、芸術の勉強をしたいと、ここに書かれているような進路変更ですが、気持ちがそうなったときに、柔軟な対応として、学校長と教育委員会の方々が今おっしゃったような相談を受けますが、かわるといのが絶対だめというのではなく、特別な事情

ということを非常に真摯に相談できる間柄、雰囲気をつくるべきだと思います。最後に、その点について、教育長はどのように考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

○吉田教育長 実を言いますと、平成22年に要綱をつくったのは私が学校教育課長のとときです。それまでは通知で転学の要件を決めておりました。通知内容は、奈良県内に保護者とともに居住していること、なかなかDV等があった場合には転学はできませんので、一家転住にも該当しない、しかし保護者と一緒にはいなければならない、そのためこの要件は外しました。また、例えば工業高等学校から普通科の高等学校等、専門学科と普通科との間のやむを得ない転学の場合には1学期までなどという規定がありました。それから、転入学後には教育課程上継続的に学習することが可能、これは教育課程が全く一致していないと転学はできないというもので、例えば数学、国語、英語の教育課程が一致していないと、学年が変わっていくと難しいといったもので、それを通知文で転学の要件としておりました。子どもたちへのいろいろな配慮事項が出てきておりますので、配慮ができるように、取り扱い要綱として定めております。

ただ、植村委員お述べのように、学習の継続が著しく困難、あるいは特別の事情など、生徒が不適応を示した場合のことも想定しているわけですが、曖昧であると言われれば曖昧ですので、この2番目の項目に対して県教育委員会としてどういう思いでつくったのかということはしっかり伝えていって、転学等には必ず教育委員会が相談にも乗るという方向で検討していきたいと思います。

○植村委員 もし、この陳情者が今の発言を聞く機会があるとすれば、今後こちらのご家庭の方々が進路変更を希望される場合には、まず学校そして教育委員会に相談を十分にされ、そしてよりよき方向性を導き出す体制はあるという理解でよろしいでしょうか。

○吉田教育長 結構です。

○植村委員 それでは、そういった内容で善処をしていただけるようお願い申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

最後に3つ目ですが、奈良県立高等学校の再編計画についてお聞きしたいと思います。私は、県議会議員としての質問をするのは今回が初めてということになります。私は、平成30年6月25日、当時は奈良市議会議員でした。その折に「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める意見書」を、当時の奈良市議会議員が全会一致で可決し、県議会に提出いたしました。それは、私ども奈良市議会議員としては、ここにおられる市町村議会議員を経験された委員もそうだと思うのですが、少子化の問題の

中で、複数の小学校の統廃合問題について、非常に苦しい決断をしながら今日に至っているわけです。ですから、どんどん子どもが減って、小学校を統廃合しているのですから、高等学校はそのままということはありませんということはおもも非常に理解しております。しかし、小学校の場合は歴史が非常に古い学校が多いのです。私の地元の小学校でも、できてから140年を超えているのです。そういった小学校が廃校となると、これは自分たちの、明治の初期のころにできた旧村が、あかりが消えてしまう、伝統と歴史がなくなってしまうのではないかと、地区がどんどん過疎化していくのではないかと、こういった理由などがあって、特に名前がなくなるなんてなると、猛反対を受けるわけです。数年をかけて我々は、本当に真摯に話し合いながら、在学生や保護者の方だけと違って、地区全体の自治連合会の方々にご理解をいただかなければならないので、本当に何度も何年もかけて話をしながら乗り越えてきた問題なのです。市議会のときに、その経験からすると今回の高等学校の再編計画は、やはり拙速とも感じたのです。当時、私も思いましたけれども、こういった進め方をすると、将来にわたって禍根を残すことになるというのを本当に危惧したのです。それで、これは意見書を出さなければいけないというので、県議会に提出したわけです。

このことから、今このように進んでいるわけですがけれども、個人的にはやはり、この再編計画に関して見直しを検討するべきではなかったのかと感じているのも事実です。しかし、県議会で可決し、既に工事も進み出していることから考えると、この現状についても、ある部分理解するところでもあるのです。しかし、再編計画に反対されている県民の方や、在校生の保護者の方々をはじめ、このことを心配している私の地元の方々もいらっしゃるわけですがけれども、再編される高等学校周辺、高等学校がなくなってしまうことになると、本当に地域の方々からも心配をする声が、また見直ししてないのかという声が多数寄せられているのも事実です。

そこで、数点質問をいたします。また、少しダブるかもしれませんが、昨年の6月25日に奈良市議会は意見書を提出しましたが、振り返ってみると、翌月の7月3日には県議会で県立高等学校適正化実施計画を可決されました。そして、10月5日にも県議会において奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例も可決されました。翌年の平成31年2月8日に平城高校の存続と奈良高校の早期の現地建替等、県立高校の再編計画の見直しを求める署名が、1万4,000筆でしたか、文部科学省へ提出されたということも報道で知りました。翌月の3月4日に奈良高校保護者有志一同が公開質問状を奈良県

教育委員会に提出され、さらに、令和元年5月17日にも奈良高校保護者有志一同から公開質問状が教育長に提出されたということも新聞で知りました。そこで、先ほど申し上げたことも踏まえながらお聞きしたいのですが、奈良高校保護者有志一同からの公開質問状の中に要望があるようで、ぜひ次回は教育委員会主催での吉田教育長みずからの説明会を行ってほしいと求められているとのこと。そこで、教育委員会は、これまでどのような説明を行われてきたのか、また、今後どのように対応されるお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○中西学校支援課長 奈良高等学校の保護者の方々への説明の対応についてです。奈良高等学校の保護者の方々に対しては、昨年11月6日、12月23日に開催された2回の保護者説明会において、その時点での奈良高等学校の耐震化に係る検討状況を県教育委員会事務局として担当課長からお伝えするとともに、出席者からの意見をいただいたところです。その説明の内容について、具体的には11月6日の説明会においては、奈良県高等学校適正化実施計画において、奈良高等学校の耐震化については現平城高等学校校地への移転にしたということ、また、I s 値0.3未満の建物、これは地震の震動および衝撃に対して倒壊又は全壊する危険性が高いとされる建物ですけれども、この建物については使用中として仮設校舎を設置すること、そして、仮設校舎設置までの間は、2つの学年について旧城内高等学校の学舎を使用することを説明いたしました。12月23日の説明会においては、I s 値0.3未満の建物のほか、0.3以上0.7未満の建物の安全確保対策、教室運用について説明をいたしました。なお、奈良高校育友会からは、令和3年度末に予定されております、先ほど申し上げました現平城高等学校校地への移転までの対応について、昨年10月16日に陳情書を、11月29日には要望書をそれぞれいただいているところです。これを受けて、本年2月には文書で要望書への回答もいたしました。

保護者の方々を代表する奈良高校育友会からのご要望やご質問に対しては、県教育委員会としての考え方をお伝えしてきたところです。また、より広く保護者の方からもご質問が来ておりますので、それにもお答えするために、仮設校舎の設置スケジュール、それから、法蓮学舎、城内学舎間のシャトルバス運行の情報など、現平城高等学校校地への移転までの具体的な対応状況について、県教育委員会や学校のホームページを通じた情報提供を行うとともに、必要に応じて個別の保護者の方からお受けした質問状への回答などを行っております。

今後、関係者の皆様に理解をいただくことは大変重要なことと考えております。今後も

県教育委員会事務局が組織として説明や情報発信を行うよう努めていきたいと考えております。以上です。

○植村委員 説明をいただき、ある程度わかったわけですが、説明会はしているけれども、納得されているかどうかはわからないと判断をせざるを得ないわけです。もう一つお聞きしたいのですけれども、これは要望という段階ではなく、ことしの4月5日に平城高等学校の在校生とその保護者が、今度は奈良県を相手に、平城高校廃校処分の取消請求及び損害賠償請求訴訟を奈良地方裁判所に提訴と報道があったわけですが、新聞ではその中で訴状が届いていないので教育委員会としてはコメントは差し控えるとありました。もう既に届いていると思うのですけれども、これに関してのコメント、説明があればお話ししたいと思います。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） ご質問の訴訟は、現在係争中ですので奈良県の訴訟についての見解と詳細については答弁を差し控えさせていただきますが、その概要についてお答えいたします。この訴訟は本年4月に提訴された高等学校廃止処分取消等請求事件として、請求の趣旨は、奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の制定をもってした奈良県立平城高等学校を廃止する旨の処分の取り消しと、それに伴い生じた損害の賠償請求となっております。以上です。

○植村委員 裁判がある以上、なかなかいろいろな法律上の問題もあるでしょうから、その程度しかお話しできないというのは理解するところなのですけれども、裁判まで起こってくるというのは、私自身もそうですが、大勢の方々が非常に心を痛めておられると思うのです。改めてお聞きしますけれども、このように高校再編計画の施策で訴訟にまで発展する自体を招いた教育委員会の手法、また、具体的な事務執行の責任者及び事務局の指揮監督者である、いわゆる教育委員長がなくなって新教育長になって、この目的というのは教育における責任を明確にするということが国の考え方であったと聞き及んでおりますが、そういったことから、本県の教育長である吉田教育長の責任は重たいと考えるわけですが、今後、教育長は、公開質問状が出されたり、要望が出されたりしているわけですが、どのようにこの問題の解決に取り組んでいくつもりなのか、決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○吉田教育長 本会議でも答弁させていただいております。平成16年度に22校を11校に統合するという、生徒減少のために学校数を減らす再編計画が行われました。その再編計画を参考にしながら丁寧に進めたつもりでした。この適正化実施計画というのは、本

会議でも述べさせていただいたように、生徒数がピーク時からもう約55%、教育内容にもいろいろな課題が出ているということで、昨年の2月議会で推進方針を出させていただき、そしてパブリックコメントを行い、実施計画という形で進めてきました。その過程で朱雀地区自治連合会会長、奈良県立平城高校同窓会会長、奈良県立平城高校後援会会長、奈良県立平城高校保護者有志代表、その4者から要望書を、実施計画を出す前にいただきました。それは、地域性や歴史を考慮した再編を行ってほしい、平城高校の生徒募集を継続し、伝統の継承を図ってほしい、将来奈良高校が移転する場合には平城高校と合併して平城高校の校舎を活用してほしいといった、3つの要望をいただきました。それに対して、5月30日の教育委員会でこのことについて議論し、実施計画を出させていただきました。こうした過程の中で、自分なりに丁寧に対応してきたつもりでありましたけれども、やはり県民の皆様にとりましては公表が早過ぎた、あるいは推進方針の中に具体的な校名が出ていないということで、丁寧に今後進めるべきではないかというご意見もいただいております。私としては、訴訟が係争中ということではありますけれども、適正化の進め方、耐震といった論点をきちんと洗い出していって、訴訟の審理状況も踏まえ、論点の整理をしながら有識者からしっかり意見を聞かせていただき、教育委員会として検証しながら報告をまとめていくことを今後やっていきたいと思っております。今後は、生徒減少に伴って適正化を10年ごとにする必要があると思っておりますし、その際には、こういった混乱が起こらない丁寧な対応をできるようにしていきたいと思っております。私の責任はそういった論点をしっかり整理し、報告をまとめ上げ、そして適正化の実施をしっかりしていくことにあると考えております。

○植村委員 決意のほどをお聞きしましたので、そういった点は進めていただきたいと思います。しかし、先ほどお聞きしましたけれども、教育委員会主催で、吉田教育長みずからの説明会を行ってほしいという奈良高校保護者有志一同の要望については、どのように考えておられますか。

○吉田教育長 先ほども学校支援課長が申し上げたように、育友会の会長を中心とした育友会の要望、平城高等学校の要望については、真摯に受けとめ、回答もさせていただいております。以上です。

○植村委員 確認ですけれども、育友会でお話しされたときには、教育長がお話しされたという理解でよろしいですか。

○吉田教育長 私から説明させていただいております。

○植村委員 わかりました。間違いはないですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

育友会長には説明されたと理解をいたしました。以上です。

以上で私の質問を終わります。

○藤野委員 1点のみ質問をいたします。県の学校における働き方改革推進会議が開催されたという新聞報道がありました。19日に開催されたということです。同日の新聞報道で、これも6月19日にOECD、経済協力開発機構に加盟する国・地域や日本の小中学校の教員の勤務時間等についての調査結果が公表され、掲載されておりました。相変わらず日本の小中学校の教員の勤務時間が一番長いという、そのような報告でした。少しびっくりしたのです。この学校における働き方改革推進会議があったことすら知らなかった。ましてや、事前にアンケート調査もとられていたのに、これも知らされていなかった。アンケート調査は1月、2月でしたか。私は去年もこの文教くらし委員会に所属をしておりましたが、一切お聞きしておりません。学校における働き方改革は、国においても国会で取り上げられた大変重要な大きな問題です。国は教員の長時間勤務について、中央教育審議会に諮問をされて、長い間の審議を経て、ことしの1月に答申を出されたと思います。大変大きな重要な問題にもかかわらず、議会や文教くらし委員会で、何の情報の開示も報告もなかったというのは、一体どういうことかと、教育委員会の体質というのはどうなっているのかと、非常に憤りを感じております。先ほどの植村委員が質問された高等学校適正化実施計画でも、もう少し早く議会に報告をすればよかった、あるいは県民に対して校名等もう少しタイミングを見計らって申し上げたほうがよかったなど、いろいろな反省材料があったと思うのです。それにもかかわらず、今回もこういうことをされているのはどういうことか。本当に教育委員会事務局に苦言を呈したいと思っております。ここは教育長に見解を求めます。

○吉田教育長 教員の働き方改革を今後どのようにするかということで、一大転機になる会議を持たせていただいたことに対して、事前に文教くらし委員の方々に対する情報の提供、会議の内容等の事後でのお知らせ等、申しわけありませんでした。

○藤野委員 本当にそういうさまざまな反省総括を持ちながら、教育のさらなる環境充実にも取り組んでいかないと、本当に一つボタンをかけ間違えてしまったら、いい計画やいい取り組みも県民にとっては不幸な結果になってしまうということも、皆さん方は十分に理解していただいていると思えますけれど、改めてそういうことも求めたいと思えます。

さて、学校における働き方改革については、私も代表質問、一般質問で常に取り上げながら、経過や取り組みなどを求めてきておりましたし、さらなる充実も要望をしてきました。今回、推進会議を持たれたということですのでけれども、会議の概要、アンケートの概要についてもお聞きをします。

**○香河教職員課長** まず、今回設置いたしました働き方改革推進会議ですが、これは本年1月に中央教育審議会から答申が出ました。それに合わせて文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されました。そのガイドラインの中では、勤務時間の上限に関する方針を教育委員会でも定めることが求められています。

そういった動きを受けて、本県においても学校における働き方改革に係る課題や取り組みについて意見交換を行うことを目的として、6月19日に推進会議を開催いたしました。この推進会議においては、教師の勤務時間の上限についての方針や事務作業の効率化など、具体的な業務の適正化に向けた学校の業務改善推進プランを検討し、来年1月を目途に作成をしていきたいと考えているところです。なお、推進会議の構成メンバーですけれども、教育委員会事務局の各課課長、各市町村教育委員会の代表の方、校長会の代表の方等から構成されるものです。推進会議の中で報告したアンケート調査ですが、このアンケート調査は、奈良県の統合型校務支援システムの導入にあわせて実施したものです。その中で、教育の働き方についても質問をしている部分があり、その分を今回の会議で紹介いたしました。この中では、1日の生活リズムも問うており、通常の勤務時間に対して学校に来るのはという質問に対しては、1時間前という回答が一番多く、また、どれぐらい後に学校を出るのかという問いに対しては、2時間後という答えが一番多いということでした。平均すると、56分前に学校に来られて、2時間4分後に学校を出られるというのが平均的な姿ということが出ましたので、そういったことをこの会の中でも紹介したところです。以上です。

**○藤野委員** 概要をお聞きしましたが、このアンケート調査について、この新聞報道で少し気になったところがあるのです。睡眠時間や休憩時間が足りないが半数を超える、自己学習の時間については80%の教員が不足をしていると答えた。また、働き方を変えたいと考えている教員は83%に上ると。これも大変気になるところなのですが、9割近くが教員の仕事にやりがいを感じる一方、若い人に勧めたいかとの質問では、そう思う、ややそう思うを合わせても29%、3割にも上らないという。みずからはこの教員の仕事にやりがいを感じるけれども、若い人たちに教員の仕事を勧めるかというところ3割にも上ら

ないと、これは問題が根深いと新聞報道を見て感じておりました。このアンケート調査について、今の私の内容も含めて、教育長、もし見解があったらお答えいただきたいと思えます。

○吉田教育長 OECDにも同じようなアンケートが出ておりますけれども、今一番懸念を持っているのは、教員の仕事は非常にブラックであり、教員を目指さない大学生がふえつつあるのではないかということです。採用試験の倍率では、小学校の教員の採用倍率が2倍を切っている府県が出てきており、場合によっては、受験すればほとんど通るような倍率になっています。本県は4倍以上を維持できておりますけれども、そういった今の状態からしっかり脱却する必要があるので、教員の働きが、子どもたちに対して未来を、夢を見させることのできる仕事であるということをしかり訴えていくことも必要であると思っております。その一つの手法としては、奈良県の高等学校を2年生から集めて、次世代教員養成塾をスタートさせました。これは国公立の高校生を集めております。今は75名が講座を受けております。この75名の子どもたちが、教育系の大学へ行って、そして4年たって採用試験を受けてくれるように、教員の仕事に対するやりがいを感じてもらえるような内容の講座も入れながらモチベーションを高めたいと思っております。それにあわせて、教員が教材研究できないのは、アンケート調査や雑務が非常に多いためとよく聞きますので、今回の協議会を通じて教員の雑務をできる限り減らし、校長に対してもいろいろな働きかけをして、校長も、会議は30分ぐらいで終わるといって校長も出てきておりますので、こういった管理職に対しても働き方というものをしかり考えさせていきたいと思っております。

○藤野委員 教育長から奈良県独自の取り組みを含めて、考え方や取り組みもお聞きをいたしました。この根深い問題を一挙に解決するのはなかなか難しいかもしれませんが、徐々に教員の働き方の改革を進めていかなければならないと思っております。また、若い方々が魅力のある仕事として、職業として学校の教員を選択することも大いに今後期待したいと思えます。

そんな中で、ことし1月に中央教育審議会から答申が出されました。ご存じのように8章にわたって作成されておりますけれども、3章及び8章をここで聞きたいと思えます。3章は、勤務時間管理の徹底、健康管理ですね、いつも質問の中でも申し述べている健康管理について記されております。勤務時間管理の徹底と上限ガイドラインということで、勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務で

あり、今般の労働安全衛生法の改正により、その責務が改めて法令上明確になり、学校長や教育委員会の責任は、大変重要なものがあるのは言うまでもないと思います。ICTやタイムカード等で客観的に把握することとなっているのですけれども、以前質問したときに香芝市で、タイムカード等のモデル校として取り組んでおられるとお聞きしたので、現状等がわかればお聞かせ願いたいと思います。

**○香河教職員課長** タイムカード導入については、県立学校では今年度実施をしたいと考えているところです。市町村においてはそれぞれの市町村で取り組みを進められているところで、昨年度、文部科学省によると県内の4市町村で既にICTによる勤務時間の管理がなされているということです。ただ、まだまだ導入が進んでいないということもあり、昨年度、香芝市をモデル事業として、働き方改革の検討を進めるということで実施をいただいたところです。こういった結果も踏まえて、引き続き各市町村においても客観的な勤務時間の管理が進むように、いろいろな機会を使ってPRしていきたいと考えております。

**○藤野委員** 労働安全衛生管理の必要性ということで、ストレスチェック、教育委員会として産業医の選任などがあります。また、ストレスチェックなどは市町村ごとに実施状況を公表すべきとうたっております。8章においては、学校における働き方改革の進展状況を市町村ごとに把握し公表をするとされています。また、教員勤務実態調査と比較できる形で3年後をめどに勤務実態の調査を行うべきということです。また、パッケージ工程表も公表されております。こういった答申に対する県教育委員会の今後の取り組み、あるいはパッケージ工程表に基づいた、県教育委員会としての今後のスケジュールがあれば教えていただきたい。

**○香河教職員課長** 推進会議で検討を進めていく予定をしておりますが、今後4回程度この会議を予定しております。その中で、最終的には来年の1月を目途に、先ほど申し上げた、勤務時間の上限に関する方針、それから、その方針を踏まえた業務改善の推進プランを示させていただきたいと考えております。また、市町村の小中学校においては服務監督権者が各市町村教育委員会ということになります。各市町村教育委員会でもこういった方針を策定いただくこととなりますので、今後は市町村教育委員会とも十分連携を図っていきながら、教員の働き方改革について、より取り組んでいきたいと考えております。

**○藤野委員** 学校教員の長時間勤務を是正するには、雑務をなるべく削って、あいた時間に子どもたちと向き合うことが大事ですし、また、学校の先生方がみずからの学習を高めながら、その学習を今度は子どもたちに提供するために、先生の学習時間が必要であろう

と思います。これからも奈良県の教育が、元気のある先生と元気のある子どもたち、そして元気のある学校につながっていただきたい、このことをお願い申し上げながら質問を終わります。

○今井委員長 それでは、10分ほどここで休憩をとりたいと思います。

アンケートの結果については、また各議員に資料を届けていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

14:54分 休憩

15:08分 再開

○今井委員長 それでは審議を再開したいと思います。

○阪口委員 阪口です。私は、3期目で9年目でして、文教くらし委員を8年務めております。次年度もできればしたいと考えております。3点質問をいたします。

1点目は、教育委員への報酬支払額についてお聞きいたします。私は、県議会議員になる前は教師とオンブズマンの代表をしており、生駒市には行政委員を日額にせよという住民監査請求をしました。生駒市は日額制になりました。奈良県は訴訟までして、月額日額併用制と伺っております。生駒市は調べてみると、月額のときは、平成21年度で山下前市長のときは約411万円。平成25年度には、これも山下市長のときですが、日額になって約262万円になっています。つい最近、小紫市長になって調べてみると、平成28年度で約635万となっております。調べてみると、支給対象範囲を広げている。例えば市民大会に行ったら8人の教育委員に2万9,000円を払っている。成人式にも2万9,000円、8人の人に払っていると。私も議員ですから市民大会や成人式に行きますが、時間的に30分、40分程度なのです。奈良県においては、訴訟までして荒井知事は改善をしたと県議会で答弁されましたけれども、現在の実態について、ほかの行政委員もいますが、ここは文教くらし委員会ですので、教育委員の報酬支払額についてお聞きしたいと思います。

○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱） 阪口委員お述べのとおり、報酬については、平成25年4月1日から、月額の報酬に加えて日額の報酬を合わせて支給する月額日額併用制としました。委員の報酬については現在条例で規定されており、月額は13万4,600円、日額が1万900円とされております。平成25年の改正により、どの程度削減できたのかというお問い合わせですが、平成24年までの月額制の際には報酬の年額は1人当たり、教育委員長と教育委員がありましたが、教育委員を例にとると年額231万3,

600円、これが4人ということでした。教育委員長はもう少し高く、年額が252万8,400円でした。平成30年度の支払額を例にとると、1人当たり186万5,900円ということで、教育委員で比較すれば約45万円減額になっております。平成24年度と平成30年度のトータルの差としては、245万3,300円減額になったということです。以上です。

**○阪口委員** そうしますと、教育委員全体としては約245万円減額していただいたということで、経費削減に努力していただいているという理解でいいかと思うのですが、例えば今後支給対象範囲を広げていくとか、日額制になると、あちらこちらに行けば費用が発生するわけです。生駒市の教育委員も調べてみると、学校訪問を1つではなくて3つぐらい行っていると。そうしたら2万9,000円が3回発生するわけです。支給対象範囲を広げると、日額の部分が非常にふえていくので、支給対象範囲についてお聞きをします。

**○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱）** まず、日額の報酬の考え方ですが、これは透明性確保の観点から、教育委員としての立場で行うもののうち、例えば定例教育委員会会議への出席や学校訪問など、月額報酬の範囲に含まれず、日額の報酬で支払う必要があると認められるものに対しては日額で報酬を支払っております。月額の報酬については、例えば事務局からの相談事項などへの対応や、委員としての職務を行うための準備、調査など、行政委員の職責や定量的に把握できない活動に対して支給される報酬となっております。以上です。

**○阪口委員** 日額の部分で、生駒市の場合も調べてみると最初は2万4,000円だったのですが、知らないうちに2万9,000円に条例改正をして上がっていました。奈良県の場合は先ほどお聞きした1万900円ということです。当分これを続けていただけるかと思うのですが、もう一つは教育委員の人数なのです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、第3条で教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織するとなっておりますが、ただし、条例で定めるところにより、都道府県もしくは市または地方公共団体の組合のうち都道府県もしくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び五人以上の委員となっております。それならば、8人、9人でも可能であるという読みかえができるわけです。生駒市の場合は、条例改正をして8人に行っているわけです。奈良県においては今の人数が妥当、適切であるか、ふやしていくのかについてお聞きしたいと思います。

**○塩見教育次長（企画管理室長事務取扱）** 教育委員会が行う施策について、現在の5人の教育委員でさまざまな立場から多様な意見が得ることができておりますので、現時点で

ふやすという考えはありません。以上です。

○**阪口委員** 繰り返して確認なのですが、生駒市の場合の8人というのは少レギュラーな感じで、県の今の人数で妥当だという考えをお持ちだということによろしいでしょうか。

○**塩見教育次長（企画管理室長事務取扱）** 県の人数は、教育長と条例の定めるところにより教育委員は5人としており、人数としては妥当だと思っております。

なお、市町村の組織別の人数という調査があります。これは全国調査を、行財政調査会かどこかでやっていた調査だと思いますが、平成29年5月1日の調査ですが、当時市町村は全国で1,811の教育委員会がありました。その中で1,623の教育委員会が5人制で、全体の89.6%、次いで6人制で、これが125教育委員会で6.9%。また、7人以上という区分けがありますが、これが18教育委員会で0.99%になっております。以上です。

○**阪口委員** 詳細な説明、ありがとうございます。

2点目の質問に入ります。教員の働き方改革についてですが、藤野委員とかぶりますので、かぶらない点で発言をしたいと思えます。私は、県職員の超過勤務については、本会議で荒井知事にかなり質問したつもりです。先ほど藤野委員も言われましたけれども、教材研究をする時間がない、朝の登校から学校の先生の仕事で、昼の休憩も電話かかってくる、見回りをしなければいけない、部活動がある、会議があるなど、実際のところ、教員の労働も昔と比べるとかなり過密になってきています。大阪の場合でも、よく教育委員会主催の研修あったのですが、奈良はわかりませんが、大阪の場合、あまりまともな研修がなかったのです。現状として、教員の置かれている立場は、忙しくなっているのか、ゆとりがあるのか、その認識が大事なので、どのように考えているのかお聞きをしたい。

○**香河教職員課長** 教員が忙しくなっているかどうかということですが、OECDの調査が発表になったところですが、そういったデータを見ても、教員の時間数というのは以前よりも伸びているという結果が出ております。これはOECDの調査でもそうですし、文部科学省の実態調査でも、時間数はふえているということが出ておりますので、そういった点から、教員の勤務時間、負担がふえていると言えるのではないかと考えています。

○**阪口委員** そうということですので、藤野委員も言われたように、例えばタイムカードできっちり管理するなど、働き方改革を進めてほしい。私は、東大阪市の太平寺中学のとき

に、朝早く行ったり、帰りは遅くまでと、結構不規則で、48歳のときに授業中に倒れて救急車で搬送されました。突発性難聴ということでしたが、自分が休むとまたほかの教師に負担がかかるので、不十分な状態で仕事をこなしたため、左の耳がほとんど聞こえないのです。県職員が左から話されると無視するときがあるかも知りません。私は公務災害の申請はしていません。なぜかという、タイムカードもないので、耳については因果関係がはっきりしないのです。生徒に殴られた、けがした、これは因果関係がはっきりするのです。私も裁判のことは少しわかっているので、公務災害を申請しなかったのです。結局、若い教員のなり手がなくなったら先生の質も落ちていくので、私たちも、子どもが教師になりたいと言ったときは、やめなさいと言いましたので、やはり働きやすい環境をつくっていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

3点目の質問に入ります。組み体操についてですが、運動会等で組み体操が人気があるかないかはわかりませんが、この間、テレビで放映されていたわけですが。東大阪市の小学校の組み体操で、7段のピラミッド、5段のタワーで助けてほしいとSNSで発信があって、その後に、大阪府は、東大阪市の複数の小学校の運動会で危険性の高い組み体操については、原則禁止にせよとしたことが報道されています。私自身、平成28年度の一般質問で、組み体操の事故防止について質問をしていると思います。そのとき、多分教育長が答弁していただいたかと思うのですが、奈良県の現状はどうかお聞きしたいと思います。

**○栢木保健体育課長** 組み体操の事故防止についての奈良県の取り組み等です。阪口委員お述べのように、県教育委員会では、組み体操の実施状況について、平成27年度から調査をして、各学校に実施状況の結果を周知したり、事故の防止について注意喚起するとともに、専門家等に集まっていただき、情報交換会を開催し、組み体操の事故防止に係る取り組みを進めてきました。この調査結果と情報交換会の論議された内容を踏まえて、平成28年4月には、運動会、体育大会での組み体操について、極めて危険度の高い多人数での立体的に組み上げるピラミッドや高さのあるタワーは不適切とした考えを、県教育委員会として示しました。

また、組み体操を実施するに当たっては、実施計画書を提出するとともに、内容について十分点検及び指導するように、各市町村教育委員会に通知しています。

以後の調査結果からは、ここ数年は本県における事故の防止の取り組みが一定の成果をおさめているものと評価していますが、今後も、毎年開催している保健体育の担当者会議

での研修などを含め、事故の絶無に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。  
以上です。

○**阪口委員** 実際のところは、市町村でされる場合は、市の教育委員会の管轄と思うのですが、大阪府の場合は、先ほど言いましたように、知事からも危険であるということでした。奈良県もしていただいていると思います。引き続き、注意喚起等をしていかないと、地域でその行事があれば、運動会や体育祭の主催者がやめようと思ってもやめられないのです。保護者には、物すごく高くなって見ばえがいいから人気がありますが、自分の子どもが事故に遭ったときは非常にもめるのです。骨折は多数発生しているので、特別に集まっていただいて、注意喚起はしていただかなくても結構かと思いますが、近々ですと、いつぐらいに注意喚起等の会議が行われるのか、お聞きしたいと思います。

○**栢木保健体育課長** 先ほど申しました、体育の担当者会議については、5月下旬に開催したところです。今後については、管理職等が集まる場や市町村教育長会等でも周知徹底をしていきたいと考えております。以上です。

○**阪口委員** 質問は3つだけにしておいて、意見を2点申し上げます。

1つ目は本会議でプラスチックごみの削減について、特に奈良公園の鹿はプラスチックごみを間違えて食べているということで質問をしましたが、その後、担当者の方3人が来て、いろいろご説明をしていただきました。実際、奈良公園に行って実態調査もしているということです。調査等をして検討すると言っておられますので、また、意見交換等をして、話をお聞きしたいということが1点です。このことは産経新聞も大きく取り上げているので、担当者の方も見ておられなかったら見ていただきたい。

最後の1件は、昨日、奈良高等学校のプレハブ校舎など、いろいろな施設を見させていただきました。あとは放課後のクラブ活動がどうなっているのか、その実態調査は、現地にまだ行けていないので、行って、詳細に総合的に判断をして、また担当者に私の意見を申し上げたいと考えております。以上です。

○**今井委員長** それでは、副委員長に議事を交代していただきたいと思います。

○**亀田副委員長** それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきたいと思います。

○**今井委員長** それでは、質問をさせていただきます。

1つは奈良高等学校の耐震化の問題で伺いたいと思います。耐震不足ということで、この間、1、2年生が城内学舎に行かれ、3年生が奈良の法蓮学舎と、分かれて授業を受けるという状況になっておりました。異例の事態ではないかと思っております。

いろいろな思いがネットなどにも書かれており、例えば大事な時間が、部活動の移動で1時間潰されるのは大変なことだとか、そのようなことも書いておられました。

そして、やはり高校生活の中で上級生とか下級生とか、そういう人間関係が一つのところで行われるということは、高校生活を過ごす上でも大変大事な問題ではないかと思えます。2学期からは1、2年生の仮設校舎もできるということで、皆さんが同じところということになりますが、体育館の問題があります。今の体育館が耐震不足ということで、使われなくなっておりますので、格技場と運動場を使うことになりましたけれども、体育館については、以前は耐震化をして使うという方向だったと思うのです。それが、昨年予算化の中で、木造の仮設体育館を使うというのが予算に入ったと思っております。

担当に聞きますと、広さが前の体育館であれば、全校が入れたけれども、今回の仮設体育館にすると全員が入れないということでした。いろいろな行事をするのにも、よその施設を借りないといけない。その施設の利用状況によっては、なかなか日にちが定まらなかったり、日程がずれたりするということで、学習の日にちがそれによって削られるなど、大変な思いをしていると、先日、保護者の方が来られてそのようなお話を聞かせていただいたということがあります。

なぜ、耐震補強工事の設計までやっていたのに、それが突然ストップになって、仮設ということで少しサイズが小さくなったというのは、なぜそのようになったのか、お伺いをしたいと思います。

○中西学校支援課長 体育館の耐震補強をせずに、仮設で対応するという点についてです。

奈良高等学校は、先ほども申し上げましたが、令和4年度からは、現平城高等学校校地に移転することとしております。したがって、体育館についても、移転後は使用しないということです。

そのため、現体育館の耐震工事は行わず、代替施設での対応をすることといたしました。以上です。

○今井委員長 金額的には、耐震化をした場合に幾らぐらいかかって、新たなものを入れたら幾らぐらいかかって、それぞれ期間はどれぐらいかかるかをお伺いしたいのですけれども。

○中西学校支援課長 まず、耐震補強の工事をした場合ですけれども、一旦設計はしておりますけれども、修正設計等もありますので、そういった修正設計も含めると、少なくとも10カ月程度はかかるだろうという見込みです。

木造の仮設体育館については、年内に設置するという進めております。

費用の面ですけれども、耐震補強工事の場合は1億8,000万円程度、費用がかかってくるという見込みでした。それに対して、木造の仮設体育館の場合は、2億円程度費用を要するという面ですけれども、この木造の仮設体育館の場合は10年程度使用することができますので、奈良高等学校で使用を終えた後は、次の利用価値があるということで、いわば再利用ができるというものです。次の場所に動かせる移転可能な木造の体育館ですので、そういった利用ができるという点で、3年間だけのコストで考えると、耐震補強をするよりも木造の仮設体育館を使用するほうが経済的であると考えております。以上です。

○今井委員長 私は、子ども第一で考えてほしいと思います。コストについては、耐震補強したほうが3年間だけ見たら高くつくけれども、仮設にすれば10年使えるので、こちらで使った後、また再利用ができるということですが、仮設の体育館がどのようなものかを教えていただきたいのですが。

○中西学校支援課長 仮設の木造の体育館ですけれども、設計で延べ面積は690平方メートル程度です。現体育館が1,000平方メートル程度ですので、それから比べると、3分の2程度の大きさとなります。

今は一度に1,000人程度の収容ができる面積ですけれども、仮設では800人程度が使用できるということを想定しております。

この体育館は、大体、ドーム型になっており、内径が17メートル程度で、最も高いところで8.35メートル程度、奥行きについては35メートル程度を想定しております。例えばバレーボールコート、バスケットボールコートであれば1面、バドミントンコートであれば2面は確保できる広さと思っております。したがって、体育の授業等では十分利用できる体育館であると考えております。

大きさの制限についてですが、今井委員長お述べのように、現在の体育館に比べるとかなり小さいですけれども、これは仮設を建てる場合に、これまで仮設校舎を、西側の運動場や東側運動場の一部を使って6棟建てている状況の中で、仮設の体育館の敷地を考えると、現在の大きさのものを建てるとなると、運動場の面積がかなり制限されて、体育の授業自体を運動場で行うことが難しくなってくるという状況ですので、敷地面での制限の関係で、どうしても700平方メートル程度の建物になるということです。以上です。

○今井委員長 ドーム型ということですので、体育館として大変使い勝手も悪い建物になるのではないかと思います。

奈良高等学校の耐震化の情報公開の資料を見ておりますけれども、その中に昨年の10月10日に、この問題でやりとりしている部分がありました。これによると、奈良高等学校の耐震化問題に係り、体育館の代替の仮設施設について、県のイベントで利用を検討している大型木製テントの利用ができないか検討せよと、知事より指示があったということが書いてありました。そして、先ほど言われた高さが7.5メートル、横が15メートル、奥行きは、今、35メートルということで、少し大きくなっておりますけれども、言われているということです。知事がオーダーをしたことで、今の学校の体育館の耐震補強ができないということになったのか、そのあたりについてお尋ねしたいのですけれども。

**○中西学校支援課長** 木造の仮設の施設は、もともとイベント等でも使える施設型の木造体育館ということで研究されていたものです。

こういったものがあるということは、確かに知事のアイデアとして知事部局の中でおっしゃったようではございますけれども、私どもは、それを知事部局から聞いて、そういうものがあると知りましたので、これは奈良高等学校がその後に移転されることも踏まえて、後で再利用、再活用ができるものであるということで、教育委員会として選ばせていただいたところです。

それによって、仮設体育館の補強工事をやめるという判断をしたわけではありません。先ほども申し上げたように、移転後は使わないということですので、体育館については補強工事はしないという判断をしたところです。以上です。

**○今井委員長** ここに、知事のオーダーなので結果は良否にかかわらず、きちり理屈を立ててやる必要があると、ある程度感触ができたなら相談願いますと、可能性が低いと思うので、できない理由を説明すると思えますと、関係の皆さんの思いがあるのですが、それを導入しようということで動いてきているのはどういうことなのか、お尋ねしたいと思えます。

**○中西学校支援課長** 今井委員長がご指摘の点ですけれども、確かに担当はそのように申し上げたかもしれませんが。私は担当に、こういったものがあるから、一度検討しなさいという指示は実際にいたしました。その際に、そういったプランを紹介されたということを知り及んでおりましたので、そのことを言葉にしたというのは事実です。そのことが担当にはかなりプレッシャーとして伝わったように思います。決して、知事がそういうことをおっしゃっているから、それを選ぶのだという意図ではありません。以上です。

**○今井委員長** この大型のイベント用のテントというのが、奈良の木ブランド課で、手軽

に組み立てられる奈良の木を使った使用例として、ムジークフェストならやシェフェスタ等で使えないか、奈良オクトーバーフェスト、奈良公園・平城宮跡のコンサートなどという使用例が書かれているわけですが、それはそれで、奈良の木を使ってそういうものをつくるというのは、私は奈良の木をもっと進めるべきだと思うのでいいのですが、そのことと、今回、全員が入れない体育館を仮設でつくるというのは少し違うのではないかと思います。子どもたちにとっては、本当に大変な思いをして、本当に一生懸命勉強してやっと入った奈良高等学校が、校舎が違う場所であったり、仮設で過ごさなければいけなかったり、特にことし入った生徒であれば、3年間、卒業するまでずっとそういう環境でいかななくてはいけないと思うのです。せめて体育館ぐらい、全員が入れる場所をきちんと確保するというのは当然のことではないかと思えますし、ここはもともと奈良市の避難場所に指定されておりましたが、耐震不足ということで指定解除ということになっており、この地域の避難場所を見ますと、やはり少ないという状況もあります。確かに3年間ということですが、きちんと耐震補強しておけば、また、それはそれで使える方向が出てくるのではないかと思いますので、再考慮する余地があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

**○中西学校支援課長** 体育館の補強工事についてですが、繰り返しになりますけれども、補強工事にも時間がかかりますし、その間の仮設の代替施設が必要ということも変わりのないことです。

木質のことでとおっしゃいましたが、大きさの件については、敷地の関係でどうしてもそれだけの体育施設が確保できないということです。そういった点で、体育館を耐震補強して、さらに仮設もつくるということではなく、仮設でその間に対応させていただきたいと。もっと大きな、生徒一同が集まるようなイベント等がある場合の対応としては、大変申しわけありませんが、校外の施設を利用する形で運用していただきたいと思います。以上です。

**○今井委員長** 県立高校再編計画は、平成15年6月にまとめをしていただいているものがあります。このときには、将来構想審議会が発足し、いろいろな角度から子どもたちの状況を分析して、今後こうしたほうがいいのではないかとこのまとめがされているのです。教育長はここに大体の流れの方向が出ているので、今回はそういった審議会をつくらずに、この流れの中でやってきたと本会議で答弁されたと思います。

しかし、子どもの予想の数を見ても、平成26年までしか予想がされておられません。そ

れから、高等学校への進学率が97%で推移をしているという前提で計画がつけられており、今の高等学校への進学率は99%ぐらいかと思うのですが、この点を確認したいのですが、いかがでしょうか。

○大石学校教育課長 手元に資料がありませんが、私の記憶では98.3%であったかと思えます。

○今井委員長 奈良県の中学校を卒業して、県立高等学校に入る割合が63.5%というのを前提に計画されておりますけれども、今はその割合はどのようになっていますでしょうか。卒業して、県立高等学校に入る割合、公私比率について。

○大石学校教育課長 申しわけありません。手元に資料がありません。

○吉田教育長 当時、公立を63.5%として私立と定員を分けるという考え方で、ずっとやってきましたけれども、定員をそういった一定の比率で決めるということはおかしいという考え方に基づいて、今は生徒数の減少に応じて、どの程度、募集をふやすのか、減らすのか、それから、全体の公立学校の入学試験の倍率がどの程度になっているのか、いろいろな角度から検討しております。例えば倍率1.05倍あたりから、大体減少傾向に最近はあろうかと思えます。したがって、公立の定員をふやすという根拠にはあまりならないということです。

○今井委員長 私が言いたいのは、前回の再編の延長線上で、今回の高校再編計画がつけられていると教育長はずっと言われてきたと思いますが、実態が合っていない中で、これを踏襲するのはおかしいと思えます。県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱もあり、そういうときにはきちんと開いてするべきだということも言われているわけですが、それもしないままに、今回、進んできているということです。大もとのところで何かかけ違いがあるのではないかと思うのです。

それで、今回の高校再編に当たり、前回の計画が果たしてどうだったかという再検討はどの程度していただいているのか、その点を伺いたいですけれども。

○吉田教育長 前回の再編を内部で検証する作業については、平成26年から教育委員会の内部でいろいろな角度から検討いたしました。

私が申し上げているのは、県立高校将来構想審議会からは、新しい時代の学校づくりについての答申をいただいているわけなのです。今後、どのような教育内容にすべきか、例えば総合学科の設置がどうあるべきか、県立学校の中高一貫校はどうあるべきか、答申は新しい学校づくりに向かっているけれども、再編の中でできていないものがあるのではな

いか。例えば総合学科は山辺高等学校にあっただけなのです。県中央の二階堂高等学校に総合学科をつくって、キャリア形成をできる受け入れをすべきではないかということで、適正化までの間にすべきことをやってきており、適正化の中で議論をした。それが検証になっているわけです。

○**今井委員長** 前は、奈良県の県立高校再編はこのように進んでいるということで、いろいろと書いてあります。例えば榛生昇陽高等学校などですが、それも今回再編になりますし、平城高等学校の教育コースも廃止になります。それから、桜井高等学校の書道の部分を高田高等学校に移すとか、そうではないのですか。従来、これで行こうと進めてきたものをもう一回いろいろと見直したり、実態も違ってきている状況がありますが、どのようにこれを受けとめて、次のステップの方向を出したのかというのが、よくわかりませんので、お聞かせいただきたいと思います。

○**吉田教育長** 例えば、教育コースを平城高等学校と、高田高等学校に設置いたしました。その教育コースの生徒以外の普通科の生徒で、教育大学へ数多く行ったという実績もありました。それはなぜかと。平城高等学校の教育コースに本当に教員になるために行きたいのか、平城高等学校に早く行きたいのか。それから、教育コースから教員になる生徒に対して、例えば加点をするなど、いろいろな形で教員採用のときに、その子たちに対して、今まで頑張ってきたことを評価しようではないかという流れもありました。その評価するということが特定のコースではできないということで、結果としては評価できなかったのです。ですから、奈良県の公立高等学校、私立高等学校を問わず、小学校の教員になりたい子どもたちを集めて、一定のプログラムをして、大学へ入り、教員採用試験では免除をしようといった取り組みをしているわけなのです。ですから、教育コースについては、一定の役割を終えて、新たな展開をすべきではないかというのが私ども教育委員会の考えなのです。1年生から設置していた教育コースを、教育委員会として廃止をせよという対応をしたつもりはありません。今までの教育コースのノウハウを、2年生からコースを選択することによって、教育コースを生かしていただく。そして、例えば高田高等学校、平城高等学校の2年生が、次世代教員養成塾に、来ていただいているという実態があります。

○**今井委員長** いろいろな面から検討されて、今回の高校再編の計画が出てきたのだろうと思いますけれども、その説明が全然わからないのです。計画の結果だけしか公表されておらず、過程が見られないというのが、県民の理解を得にくい理由になっていると感じております。

それで、今回、平城高等学校と登美ヶ丘高等学校と西の京高等学校の3つの高等学校を2つにして、県立大学附属高等学校と県立国際高等学校にするということですが、聞くところによると、県立大学附属高等学校は教育委員会から離れると聞いております。その辺のところはどのようにになっているのかお尋ねしたいと思います。

**○吉田教育長** 県立大学附属高等学校を設置する際に、教育委員会として、適正化の中で、高大接続も含めて、高等学校と大学をどのように連携していくのかが一つの大きなテーマになっております。それは子どもたちの教育の質を高めるためにあります。当初は、教育委員会で県立大学との連携を強化できるような高等学校をつくらうということで、教育委員会で高等学校をそのように変えていこうという方向で進んでおりましたけれども、公立大学の独立行政法人であっても、法的に附属高等学校が持てることに変わったので、教育委員会が附属高等学校を設置することは、逆にできないという制度改正が、たしか平成28年に行われました。それを知ったときに、教育委員会で大学との連携をする高等学校をつくるにしても、例えば大学ヘイターンシップに行く、大学の講義を聴講して2単位から4単位を高等学校の単位として認めるなど、結局は従来の枠を超えられないということですので、県立大学附属高等学校という形で、教育委員会と大学法人とが協議をしながら、どのような附属高等学校をつくるかというあり方を協議しているところです。

**○今井委員長** 全国の県立大学附属高等学校がどうなのか、調べてみると、兵庫県に1つだけあることがわかりました。兵庫県の場合は4つの大学を1つにまとめて、4つのキャンパスを1つにして兵庫県立大学としており、その工業の部分が中高一貫のもともとの学校と隣接をしていたということで、県立大学附属高等学校ができたことがわかったのです。奈良県の場合は、校舎は西の京高等学校を使うことになると思うのですが、西の京高等学校と県立大学では、移動時間が車で20分ぐらいかかると思うのですが、県立大学附属高等学校といっても、その辺のところは非常に懸念されます。

この間、県立大学に行って、いろいろお話も聞いてきたのですが、ことしは、入学した1年生が150人で、そのうち20人弱ぐらいが奈良県から来ている生徒だということです。附属高等学校となると、優先入学といった制度ができるのだらうと思いますが、どれぐらいの規模になるかわかりませんが、1学年8クラスとして320人ですか、もっと少なく6クラスとしたら240人です。県立大学は1学年150人で、枠をふやすかどうかは知りませんが、ごく一部を優先入学にしたとしても、県立大学附属高等学校と名乗るほどの中身ではないのではないかと私は感じたのです。言っていることと内

容のニュアンスが違うと思いましたがけれども、その点はいかがでしょうか。

○吉田教育長 例えば大阪教育大学附属高等学校は、大阪教育大学へどの程度行っておられるのでしょうか。奈良女子大学附属高等学校は、奈良女子大学にどの程度行っておられるのでしょうか。先ほど申し上げたように、兵庫県は、教育委員会で高等学校を最初は持っており、平成28年度の制度改正に伴って附属化をしております。今回の奈良県の場合は、全国的にも初めてのことです。

したがって、人数が何人行くから、附属ではないということではなく、例えば大学の先生が高等学校へどのように教えに行っていたりするのか、高校生が離れていても、放課後に大学の講義を受けに行くことによって大学の単位が取れるのかどうかなど、今までにない形の高大連携を、我々、教育委員会は現在は要望する立場ではありますが、そういった全国的に例のない高大接続を実現してほしいという思いです。

○今井委員長 それと、登美ヶ丘高等学校がバカロレアを目指す県立国際高等学校ということですが、バカロレアを調べますと、全部英語で授業をやったり、そこで得る資格が国際的に認められたりなどということなのですが、物すごく大変だということをおっしゃっていました。実際にバカロレアのコースの子どもの動画が載っており、いろいろ話を聞いていたのですが、私立だったらまだわかるのですが、県立でそういうことが果たして可能なかということに非常に心配をしております。県が将来統廃合していったときに、この学校だったら幾らぐらいかかるという一覧表を見ますと、ネイティブの先生を常勤で3人雇って、非正規で5人雇うと書いてあったのですが、そういうことで、本当に対応が可能なか、その辺も非常に心配をしておりますが、いかがでしょうか。

○吉田教育長 私立だったらとおっしゃいましたが、私は公立であるからこそ、そういった新たな学校づくりをして、子どもたちに夢を与えたいと思っております。バカロレアは、日本語バージョンと英語バージョンのプログラムがあり、今井委員長がおっしゃっている英語バージョンには、全ての授業を英語で行うことによって資格を取得しなければなりません。その英語バカロレアまで目指していくのかどうかについては、教員の養成に一番かかわってくると思うのです。

例えば歴史の授業を、日本の教科書を使って日本語で行うような教員のままでは無理でしょう。歴史を英語で教えながら、課題学習、知識を問うよりも、例えば移民問題など世界の歴史の中で何がと、それに対して英語でレポートを書ける生徒を育てていく。そういったことは、教員の資質を高めていければ可能であると思っております。教員養成をどのよ

うにするのかということが一番大きな課題ですので、いろいろ検討しているところです。

**○今井委員長** 何が問題かといいますと、奈良県の子どもたち、保護者の皆さんが、本当に奈良県の学校に行きたい、こういうことをしたいということがきっちり反映された計画と少し違うのではないかと。県が考えて、こんなふうになったらいいなという理想論が込められた高校再編計画ではないのかという気がするのです。

県外の学校に行っている生徒が1,400人と聞きましたけれども、全国の中で、県外に流出している高校生が多いとなっていますので、本当に奈良県で勉強したい、奈良県で勉強してよかった、ここで頑張って生きていこうという高校の再編でなかったらだめではないかと思っております。もう一度、皆さんのいろいろな意見、心配の声にしっかりと耳を傾けて、丁寧に説明をして、変えられるところは変えていただきたいと思うのです。

前回の再編では、耳成高等学校がなくなり、今は、橿原総合庁舎とまほろばキッチンになっているわけですが、耳成高等学校と畝傍高等学校で畝傍高校になったのです。今回は、平城高等学校の場所を使うけれども、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西の京高等学校の3つの学校を2つにすると、1つは教育委員会の手を離れます。平城高等学校の人たちの思いは一体どこにつなげたらいいいのかと、そのような感じがします。例えば平城高等学校と奈良高等学校で奈良高等学校というのであれば、まだ理解できるのですけれども、今、訴訟にまでなっているのは、そういったことが理由ではないかと思っておりますので、意見を述べさせていただきたいと思っております。

**○吉田教育長** 今井委員長のおっしゃることと思いは同じなのです。当然、奈良県の未来の子どもたちが、どのように奈良県で教育を受けて、社会自立をしていくかという、そういう適正化をしていきたい。

私も教員をしていたので、生徒急増期には、とにかく普通科高等学校をつくって、大学へ入れたらいいのだという時代が確かにあったのです。そのときに、西の京高等学校で私は教員をしていました。平城高等学校、登美ヶ丘高等学校は普通科です。生徒数が減っていく中で、普通科は画一的だ、定食を食べさせるだけだと、そのように普通科自体が画一的になっていくときに、このまま普通科を維持するのがいいのかということ、やはり普通科高等学校を変えていく必要があるのではないかというのが、3校を2校に再編した一番大きな目的なのです。

統合して奈良高等学校にしたらいいいのかという意見もお聞きしていますけれども、確かにそういった検討もしたことも事実です。適正化を内部で検討する中で、統合し

たらないのではないかと。奈良高等学校が移転する場合は、平城高等学校としたらどうかという声も、私は聞かせていただき、回答もさせていただきました。奈良高等学校が移転、統合したときに、奈良高等学校のままで平城高等学校の校舎に行くことは、そちらのほうが乗っ取りではないかという意見を多く聞いたのも事実です。統合したら新しい名前にするべきではないか。例えば議会の中で平城山高校という声もありました。だから、統合するという考え方も検討したのも事実なのです。しかし、従来 of 統合に意味があったのだろうか。例えば富雄高等学校、やり方に意味がないとは言いませんけれども、富雄高等学校と北大和高等学校が統合されて奈良北高等学校ができました。富雄高等学校の生徒は、奈良北高等学校に卒業証明書をもらいに行くのですが、特別支援学校にもらいに行く、学籍はそこで管理するというのも一つの方法としてありました。私は奈良高等学校が移ったからといって、平城高等学校の学籍の管理は、思い出のある平城高等学校の校舎で管理をするということは、そのときにもお伝えをしております。ある意味では、そういうことに対する理解を示していただいたと思っております。

ですから、推進方針から実施計画にかけての、反省はいろいろありますけれども、きちんと検証していきたいと思っております。

○今井委員長 もう終わりますけれども、今後、どのように子どもの数が減っていくのかなどといったことが、前回の計画では出ていましたが、今回は何年にどこの学校をどうするという計画しか出ていませんので、今後どうなっていくのかというものを、示していただきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○亀田副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのようにさせていただきます。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。